

令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事公募型
プロポーザル実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事」を契約する業者の選定について、必要な事項を定める。

（審査委員会）

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公正に行うため、「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

（プロポーザル参加業者の選定）

第3条 プロポーザル参加業者は、町ホームページで公募し、「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

（業者の選定）

第4条 審査委員会は、参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催し、審査・評価する。また、業者を選定し、町長に報告する。ただし、企画提案者が1社のみとなった場合は、書類審査のみとする。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、選定業者に「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事」を契約することができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を選定業者とし「令和7年度（繰越）仁淀川町竹ノ谷地区板材活用型住宅等整備工事」を契約することができる。

（評価基準）

第5条 評価基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

評価項目	評価基準
1. 企画・設計・建築技術	・目的にふさわしい企画内容か ・設計・建築技術力はどうか ・その他（独創性等）
2. 業務実績	・実績についてはどうか
3. 見積金額	・見積金額は安価かつ適当か

（附 則）

1. この訓令は、令和8年2月18日から施行する。
2. この訓令は、令和9年3月31日に効力を失う。